

問6. 直接請求手続、ADRセンターにおける和解仲介手続によって賠償の支払を受けているが、第五次追補で示された賠償額を受け取れるのか。これまで中間指針で示された目安を上回った額を受け取っていた場合、その賠償額は控除されるのか。

(答)

1. 東京電力への直接請求手続やADRセンターにおける和解仲介手続によって賠償の支払を受けている場合であっても、新たに類型化された損害などについては、中間指針第五次追補で示された賠償額を受け取ることができます。
2. なお、これまでの中間指針及び各追補で示された目安を上回る賠償の支払を受けている場合、当該賠償の対象とされた損害と第五次追補において示された賠償の対象となる損害が重なる分は、控除されることとなります。